

# 道州制の今後の議論のゆくえ

参議院議員、前岡山県知事  
石井 正弘

ただいま御紹介をいただきました参議院議員の石井正弘と申します。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

御紹介にございましたとおり、私は建設省に入りまして、さまざまな部局で行政経験をしてきましたが、平成8年、地元岡山県の関係の方々の御要請もいただきながら県知事選に挑戦し、そこで当選させていただいた後、4期16年間、知事として岡山県政を司ってまいりました。

その間、全国知事会、中央教育審議会あるいは地方制度調査会等で、さまざまな役職を担ってまいりましたが、とりわけ、知事会の中にありまして、道州制特別委員会が設置され、その委員長として私はこの道州制の議論をリードしてまいりました。また、地方制度調査会におきましても、総理の諮問機関であります、そちらのほうでも委員として道州制議論にかかわってまいりました。

そういった経歴の中で、こういった地方分権の改革あるいは道州制を含む国と地方の関係を更に議論して、そしてそれを成案としてまとめて、法律、予算等いろいろな面において制度を構築していきたいが、それは国会のほうに担っているわけでありますので、こういった私の考え方に賛同していただく方を1人でも増やしたい、大いに国会のほうでも前向きに議論していきたいという思いで。今までの経験を生かして、このたび参議院議員の選挙に挑戦をいたしまして、当選させていただき、現在、約1年が経過した状況にあるところであります。

こういった中で、今日はこの場で特に道州制に関するいろいろな講義があるようですが、その最後に登場させていただきまして、皆様方にお話をさせていただくことは、本当に光栄に存する次第でありまして、しばらくおつき合いをいただきたいと思っております。

お手元にレジュメも用意をさせていただきましたので、早速これに従いましてお話を進めていきたいと思っております。

とりわけ今日は「今後の議論のゆくえ」という題名にしておりますので、後半のほうに特に時間を割いてお話を進めていきたいと思っております。

そうはいいまして、今までの大きな流れがありますから、それを皆様方にまとめて御紹介させていただきまして、最近の話題、そしてこれからの方向性について触れさせてい

ただきたいと思っております。

まず最初に「道州制に関する政府の動き」であります。政府の動きと書きましたのは、もちろん政党においてのいろいろな議論もありまして、それが政権政党であります自民党の議論を経て、政府の動きにつながるからであります。

そこに書いてありますとおり、第3次小泉内閣のときから第28次地方制度調査会の議論が始まりまして、答申に至ったのが政府の諮問に係る1つのまとまった報告ではなかったかと思っております。

その中身は、その下に記述がございますとおり、中ほどからになりますけれども、求められるのは「新しい国のかたち」であるというところで答申がまとまっております。そして、合い言葉は「国から地方へ」というキーワード。そして、道州制の導入が適当であるということ初めて明記したところが答申の最大の特徴ではないかと思っております。

その内容につきましては、そこに記述がございますとおり、道州と市町村という地方行政は二層制にしていくということです。

特徴的なのは、区域例といたしまして3例を示しているところだと思っております。3例というのは、9と11と13という3つの例を示しているということです。それは御案内のとおり、東北州を1つにするのか。あるいは北と南に分けるのか。北陸州をつくるのかどうか。中四国州でいくのか、中国州と四国州に分けるのかといったところの違いが今のよな3つの例に反映されているということです。

道州制への移行方法につきましては、同時移行を原則としながら、ただし、先行で移行することも認めていいのではないかとされています。

道州の事務につきましては、今、都道府県が担っている事務は原則市町村のほうにこれを移行する。そして、国、とりわけ地方支分部局が担っている事務は、これを新しい道州のほうに移行するのだという基本的な考え方となっています。

道州の議会と道州の執行機関につきましては、長についてはこれを公選とし、そして、道州というものは非常に大きな広域自治体となりますので、当時からも議論がありました首長の多選を禁止することを答申の中に明記したのも特徴であります。

このように基本的な制度設計が示されておりますのが、第28次の地方制度調査会答申です。その次に、第1次の安倍内閣において、平成18年からありますけれども、道州制の担当大臣がこの答申を受けまして設置されたところでありまして、そこに書いてありますとおり、大臣は佐田さん、渡辺さん、増田さんという経緯となります。

その中で、道州制ビジョン懇談会を担当大臣のもとに設置したのも大変大きな政府の取り組みであったと思っております。私も道州制特別委員会の委員長を知事会でやっておりました関係で、委員として任命をされまして、その中で議論を積み重ねてまいりました。

そして、その答申が出たのが次の福田内閣のときでありまして、道州制ビジョン懇談会中間報告ということに相なったわけでありまして、それは一番下のところにまとめて記述がありますとおり、中央集権、東京一極集中を是正していくために、地域主権型の道州制を

目指していくべきだとなっています。地域主権型というところに非常に大きな意味がありまして、単なる都道府県の合併ではないということをここに明記しているところでありまして、目指すは分権型国家であるというところに最大の特徴があります。

そのため、国の役割はもちろん限定的にし、そして、国家組織も再編するのだという、まさに「国のかたち」を変えることを方向性として打ち出しているわけでありまして。地方自治体の行政は住民に身近な行政を担っていく。また一方で、東京の一極集中あるいは大都市への一極集中を是正していくとともに、行財政改革もメリットとして掲げている。すなわち行財政改革そのものが目的ということではありませんけれども、この議論を進めていきますと、国と地方を通じまして、大きな行財政改革の効果が生じることをはっきりと示しているわけでありまして。

最後にプロセスといたしまして、全国一律に一斉に導入をし、その方向性の中で道州制基本法を制定すべきであり、そして、おおむね10年後の導入を目指すべきだと位置づけたものであります。

元に戻りまして、上から4つ目でありまして、政権交代があり、民主党政権は平成21年からありますが、残念ながらここでは道州制担当大臣が設置されませんでした。そのため道州制ビジョン懇談会も廃止と相なったところでありまして。

そしてご承知のとおり、平成24年また政権が変わりまして、第2次安倍内閣、すなわち今の内閣になり、新藤総務大臣が兼ねて道州制担当大臣に任命されまして、議論を進めてきたわけでありまして、特に政府としての審議会とか懇談会といったものは設置されていないところでありまして。一方で、後ほど触れさせていただきますけれども、地方創生ということが、政府の大きな命題となりました。このたび改造内閣が発足いたしました。そこにおきましては、道州制担当大臣ではなくて、御案内のとおり、石破茂前幹事長が地方創生担当大臣に就任いたしました。このことにつきましては、総理大臣の記者会見におきまして地方創生担当大臣の所掌は、従来からの地域活性化、地方分権あるいは道州制といったものをこの中に含むということをはっきりと説明しておりますし、菅官房長官もそのことを記者会見ではっきりと説明をされています。従いまして、道州制担当大臣ということではありませんが、それらを含む地方創生担当大臣がこの道州制問題をこれから担っていくことになっているということでありまして。

さて、その次の2の経済界の動きに進みたいと思っております。

従来より、経済界では、経済活動は都道府県の圏域を超えて動くわけであり、取引も行われるわけでありまして、都道府県の区域に関係なく、この「国のかたち」はいかにあるべきかという議論をされていたわけでありまして。

経団連におかれましては、平成20年に道州制の導入に向けた第2次提言というものをまとめて発表されておられます。

続きまして、最近におきましては、25年の緊急提言ということで発表になっております。これは、道州制の意義として国と地方の統治制度を根本から転換するのだということと、

その中で、先ほど申し上げましたとおりのさまざまな動きを反映し、国と道州と基礎自治体の三層制で国と地方の行政組織を構築していくのだということ、とりわけ道州は全国に10程度という数字をはっきりと打ち出しておられるのも特徴的だと捉えているところがあります。

そして、ロードマップでありますけれども、2018年までの導入を目指すということで、道州制推進基本法というものを早急に制定すべきであり、一方で、地方分権改革は非常に重要な課題でありますので、これは引き続き推進すべきだという方向性を打ち出しておられるわけであります。

続いて、経団連だけではなくて、日本商工会議所、経済同友会など、経済10団体も平成26年3月31日ではありますが、道州制推進基本法の早期制定を求めるという建議も発しておられるということでありまして、全体といたしまして、経済界の動きは道州制を早期に、また強力に政治活動として推進すべきであるということを訴えておられるというのがここではっきりするかと思うわけであります。

一方、地方の動きということで触れさせていただきたいと思っております。

道州制推進知事・指定都市市長連合という組織であります。平成24年7月18日に中間報告的な形でありますけれども、まとめたものがあります。これを明記いたしましたのは、私自身、今まで道州制の関係で知事さんたちと大いに議論を戦わせる中で、いろいろ各知事さんの立場、考えも異なっていることから、それでは道州制推進について同じ方向性を持っている方々と連合体をつくって、政治活動として幅広く中央とか、あるいは関係方面に訴えていこうということで、宮城県の村井知事さんも含めて、何人かの方々と一緒になった首長連合をつくらうとなり、そのときに、市長さんたちにも声をかけようということになったわけですが、少なくとも、政令指定都市の市長さん方は御賛同されている方が多いということもありましたので、それらの知事と政令指定都市の市長によって連合体をつくったという経緯であります。知事として道州制推進の方々が多くおられましたけれども、そのときに賛同された方、名前を明記された方は十数人の方々と、政令指定都市の市長さんも十数人の方という形で連合体ができたということでもあります。

そういった中で、まとめたものが1にありますとおりの制度設計です。「新たな国のかたち」をつくっていく。すなわち地方のためというのではなくて、国そのものの形を変えていくところに主眼を置いているところが最大の特徴です。二層制あるいはそれぞれの役割分担は先程来申し上げているとおりでありますけれども、特に重要なのが中央府省を解体再編するという点であります。これを明記しているものは今までありませんでした。やはり一番大事なことは、この国の形を変えるということからすれば、内政に関する国の仕事が相当程度新しい道州あるいは基礎自治体のほうに移行することでありまして、中央府省はものによっては解体し、あるいは再編することは必須であり、こういうものでないと道州制の意義はないのだという思いの中でこのことを明記したというのが最大の特徴ではないかと思っております。

また、消費税につきましては、当時も大きな議論がありましたけれども、これを地方税化していくのだということをはっきり打ち出したのも特徴の一つだと思っております。これは、連合体の共同の代表になりましたのが私と橋下大阪市長さんですが、橋下市長さんの兼ねてからの強い主張であります。地方税化すべきであるという消費税の問題を明記したことに私どもの一番の力点があるわけです。

工程につきましては、道州制推進法あるいは推進基本法を、3年以内に国民会議等で答申を得て、2年以内に法整備をしていく。そして、全体としては6年ないし8年後に移行するのだということをはっきりと打ち出し、関係の政党等にこの考え方を説明してまいりました。

こういった中で、全国知事会のほうはどうなのだということが皆様方も御関心がおありだと思うわけですが、私も知事会の道州制特別委員会の委員長として、道州制に関する基本的な考え方を一度取りまとめをしたことがあります。一部の知事が強行に慎重論あるいは反対論を言われたという経緯の中で、それでは最低限、共通の考え方をまとめようではないかということで、私が整理いたしました。その基本的考え方に沿ったものが、私が知事を退任した後でありますけれども、25年1月23日に発表になっております。これは、私を取りまとめたものとほぼ同じでして、基本的な考え方が7つの原則ということで今でも踏襲されております。それはすなわち、この道州制は地方分権を推進していくという基本的な考え方が維持されなければいけないのだということと、そして、二層制、さらに内政は地方に任せるという考え方のもと、国の出先機関は原則的に廃止をして、道州等にこれに移管するのだということ、したがって、中央府省は解体再編に当然なるのだということ、これを明記しており、これらが基本原則にうたわれているところであります。その他、自治立法権の確立、地方税財政制度も自主的な制度にすべきであることや、区域を決めるときは地方の意見を尊重するのだということ、これをぜひ守るべきだということ、これをうたっているところであります。この7つの原則は今でも知事会の賛成派、推進派、逆に慎重派、反対派、いろいろな方がいらっしゃいますけれども、皆んなの共通の考え方ということになっているところであります。

こういった中で、各政党の動きということで、私も国会のほうに参りましたので、それらも含めて皆様方に御説明したいと思っております。

政党の順番は別とし、まず最初は、みんなの党、日本維新の会です。

この両党は共同提出で「道州制への移行のための改革基本法案」を国会に提出されておられます。非常に前向きな取り組みです。3年以内に国民会議で答申を得て、2年で法整備、10年以内の移行といったことを明記しているところがこの法案の骨子です。

道州制合同調査会と書きましたのは、最近の動きですが、7月30日付でみんなの党、日本維新の会共同で合同調査会というものを立ち上げて、大いに議論して、世論に訴えていこうという動きを皆様方、新聞報道等でもごらんになったかと思えます。

次に、公明党の動きです。政権公約の中に、早期に「道州制基本法」を制定していくと

ということがはっきりと打ち出されているということでもありますので、政権公約、いわゆるマニフェストの関係からしますと、公明党は道州制を推進していくべきだということをはっきりと明記されているということが言えるかと思っております。

一方で、民主党であります。政権公約を見ますと、中長期的な視点で道州制を検討するとなっており、すなわち、どちらかといいますと、慎重に議論を進めていくべきだと、すなわち、道州制に関しましては前向きな表現とは残念ながらなっていないというのが現在の状況であります。

一方で、自由民主党の動向です。若干過去にさかのぼりますけれども、平成16年から「道州制調査会」が設置されまして、19年には道州制推進本部が動き出しております。推進本部の中で第3次の中間報告案が了承されまして、2年前の11月16日、総務会に対しまして、道州制推進本部が作りました道州制基本法案というものが報告されたということでもあります。その中身につきましては、最後のページに1枚紙をつけさせていただいております。

それは27ページですが、趣旨は道州制のあり方についての具体的な検討を開始するための基本的な方向と手続といったことでありまして、おおむね先ほど来御説明していることがここにうたわれております。基本理念あるいは基本的な方向は、ほぼ今までに御説明したとおりでありますけれども、道州の区域をどうするかとか、あるいは道州制の理念に関しましても、地方分権との関係とか、中央省庁の解体再編につながっていくのかといったことにつきましては、この中では触れられていないということでありまして、自民党の中に多様な意見がある関係で、最低限まとめ上げたものがこの骨子案であります。

ただ、一番下にありますとおり、これから国民的な議論をしていく必要があるということでもありますので、道州制国民会議を設置して、そこで諮問事項となっている5つの事項を議論し、それを総理大臣に報告して、国会の中でもいろいろ議論した上で必要な措置を講じる。このような仕組みになっているということでもあります。

25ページに戻りますけれども、これらを踏まえて自民党内では、実はもう10年来党内議論がずっと続いてきておりまして、今日に至るまで3回中間報告があり、8回の選挙の公約を示し、こういった中でも道州制について前向きな表現を出した上で選挙戦を戦ってきた経緯があります。特に最近の政権公約では、道州制基本法の早期成立を図り、その制定後、5年以内の道州制導入を目指していくのだということをはっきりと打ち出しているところでもあります。

こういった動きの中で、それでは党内のそれぞれの考え方、意見がどうなっているかを取りまとめてみました。

まず最初に、自民党の中における主な意見ということですが、10年来の党内議論がありますので、執行部の中に道州制推進本部という組織がありまして、議論をリードしているわけでもありますけれども、その本部の幹部は、ぜひ法案を提出していきたいという考え方です。

一方で、私も道州制推進本部の中に入りまして、何回か議論をしてみましたが、いろいろな意見があります。その中で慎重論といたしましては、道州制は現在議論すべき問題なのかどうかとか、今は経済の再生、すなわち日本を取り戻すということが一番大事なのだといった立場からの意見や、道州制そのものの是非としてこれをどうしてもやるべき必要性は何なのか、やらなければいけないのかという立場で、道州制そのものについての疑義を表明される議員も何人かいます。導入した後の国はどういう形になるのか、国と地方との関係でありますから、国の力、国の形、それらが大きく変わってしまっていて、地方のほう力がつけて、国のほうの力が総体的に弱体化していくのではないかとといった点を懸念する向きもあります。

そういったいろいろな慎重論もありますので、執行部としては法案の題名を変えることも含めて提案をした経緯があります。そこにありますとおり「道州制推進基本法」ということで今までまとめてきたところですが、「推進」ということを入れずに「道州制基本法」という形にしてはどうだろうか。あるいはまた道州制を導入することを前提とするものではなくて、とにかく道州制そのものについての国民の多様な考え方があり、それぞれの思いがあってまとまっていないので、まずは国民会議で議論してもらう必要があるので「道州制国民会議設置法」という形にして、その場で国民的な議論をするようにしたらどうだろうか。このような議論まで出てきているということでもあります。

しかしながら、まだまだそういったことで議論がまとまり切らず、この間の通常国会では、会期末をにらんで提出をすべきだという執行部の強い思いの中で議論が進んだのですが、最終的には官邸のほうに相談をし、通常国会の中では提案することを今回は見送って、また次回、党内議論を積み重ねてやっていこうということで先送りになっているのが現状であります。

一方、小規模自治体である市町村におきましては、御案内のとおり、市町村合併、平成の大合併の十分な検証も行われていない中で進めていくことに対しまして非常に懸念を持っていますが、こういうことも自民党の判断の背景にあるのではないかと私も受けとめているところです。

その背景として、市町村、特に町村会、町村議会議長会の皆さんが自民党の今までの選挙に関しまして相当応援をいただいているといったことも各議員、特に新人議員の心理として無視できなかつたことも十分考えられるところです。

そこで、地方の意見ということでまとめてみました。全国知事会はどうかについては、文書において表明をされておりますところから引用したところですが、全国知事会としては、まずは道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示されたいということなのです。具体的に申し上げれば、国の出先機関の廃止、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直すと、そういう抜本的な改革であることを明記されたいとしています。先ほど私が知事会でまとめたというお話をしました。知事会の7原則がありますけれども、道州制はあくまでも地方分権のためであって、したがって、国からの権限や事務が道州あるいは基

礎自治体に大幅に移譲されるということでもありますから、出先機関は原則廃止になるということ、そして、中央府省は当然、論理的に解体再編になって、大きな国と地方の行財政の改革にもつながってくるような、そういうことを明記していくべきだとしています。そして、中央集権を打破して、地方分権を推進することをはっきりと明記すべきなのに、これが書かれていないではないか。こういう指摘となっています。

また一方、財政調整の問題も先ほどの講義でお話があったかと思いますが、今でも都道府県間においてかなり税制上のいろいろな面におきます格差の是正の課題があるのですが、道州制になってもっと大きくこれが広がってしまうのではないかということに関し、更に格差是正をしていくという仕組みをこの中にはっきりと打ち出してもらいたいとしています。こういった課題を国民会議に丸投げしてはだめで、基本法案の中に明確に示すこと、これが全国知事会のスタンスでありまして、これはこれとしてよくわかるのですが、一方で先ほど申し上げたとおり、自民党内にいろいろな意見が出ている中で、これらを受けとめて法案をまとめることになりました際にはますます党内調整が困難となり、国会に提出することが非常に難しくなってくるというのも現実の課題としてあるわけです。

一方で、全国市長会はどのような考え方なのか。これも市長会の公の文書の中に記述されている表現でありますけれども、道州制が導入されますと、基礎自治体の機能が拡大ということに当然なるわけではありますが、そうしますと、市町村合併がありました、今でもその規模等におきまして機能拡大に対する対応が難しくなってくるという市町村においては、これが更なる合併につながっていくのではないかという懸念が示されています。そしてまた、道州制という議論は大議論になりますので、その議論の間必要な地方分権改革が停滞してしまってはならない、今までの地方分権の流れの中で非常に心配があり、懸念が残るといったことが払拭されるに至っていないではないか。また、道州制の導入が地域の活力の向上に寄与し、国民の福祉の向上につながるといったことなどについて、広く国民の意向を把握して、十分な検討を行うべきであって、今、道州制ということに関しては十分な国民的な議論がされていないのではないかという指摘があります。自民党の道州制推進本部の執行部の考え方からすれば、まさにそういった点を払拭するために国民会議で制度設計をして、そして国民の皆さんにそれをお諮りしていくためにまずは国民会議を設置したいのだという考え方がありますが、そういった点が全国市長会の考え方とも合致していないところにも大きな課題があります。

とりわけ、全国町村会は明確に道州制の導入そのものに反対をしておられまして、基本法案は道州制導入を前提にしているの、到底受け入れられない、事実上の強制合併を強いられて自治が衰退してしまう、こういったところをはっきりと町村会は全国町村会の大会のときに決議をされているといったことがありまして、これには明確な反対姿勢を示しているということでもあります。御懸念はよく理解できるのですけれども、平成の大合併を検証する中で中心部と周辺部との格差拡大を非常に心配されておられるわけではありますが、私どもは平成の市町村の大合併とは違って、道州制というのは単なる都道府県合併に終わ

るのではなくて、中央の政府が持っております権限、税財源を思い切って地方に移譲していくという地方分権改革の大きな流れの中での議論だということを十分説明をし切っていないという点があるのかなと思うわけであります。

以上の経緯の中で、今後の展望ということで、これはもちろん私自身の私見を交えたものでありますから、そういった前提でお聞きをいただきたいと思っているわけでありますけれども、まず今、申し上げたとおり、道州制慎重論が党内の中に多く見受けられるようになっております。もちろん反対論、慎重論という声が大きいいということですから、数としてどのくらいいるかということにははっきりわかりませんが、少なくともこの推進本部会議に出て発言をしている方々は、反対あるいは慎重論という声が非常に多いのが現状であります。

その背景は、1つは、御当地も東日本大震災で非常に大きな被災をされたということでありまして、そのような経緯の中で、東日本大震災によって国の危機管理体制というものを更に強めるべき、すなわち危機管理体制は国が中心になってやっていかなければいけないという意見です。あのような大震災は、最後はやはり頼りになるのは国であり、国がだからこそ復旧・復興は強力に推進していくことができるのではないかと。こういう考え方でありまして、もしも道州制を導入してしまうと、危機管理体制の強化という観点からは危惧される。こういった慎重論が非常に強くあります。

しかしながら、御案内のとおり、こちら宮城県の村井知事さんを初め、地元の被災された方々の中にも、だからこそ道州制をもっと推進をすべきだという御意見も強力にあるわけでありまして、むしろ道州制が導入されておればもっと迅速にかつ的確に震災対応ができたのではないかとという見解も当然あるわけでありまして、いずれにいたしましても、この点が非常に大きな論点の1つになっております。

もう1つは、先ほど来申し上げております小規模自治体の強制合併につながるということ非常に心配される市町村、特に町村長、地方議員の皆さんが多くいらっしゃいます。強力な政治運動をされておられるわけでありまして、小規模自治体の関係者におかれましては、平成16年の地方交付税が大幅に削減されたショックもあつたりしまして、財源的にも非常に厳しいので、今のままの制度を基本的に維持してもらいたいし、そして大きな変化を望んでいないのではないかと。私を常日頃から今までやってまいりました地方分権の動きの中で感じているところであります。

また、地方分権改革をそもそも進めていくべきなのかどうかという議論もあり、言っただけですが、懐疑的な考え方があります。ここからは私のまさに私見になるのですが、実際に国会議員として中に入っていろいろ議論に参画しておりますと、地方分権を推進していくべきだという政策論に対し、一方で、逆に中央集権的な国家観、国家主義と云うのは当たっているかどうかはわかりませんが、要するに道州制が国の形を変え、力を弱めることになってしまいかねないという面からの慎重論があります。すなわち国と地方の形を変える大改革であります道州制を行うことによりまして、国の力が総体的に弱まっ

てしまうのではないかということに危惧し、国家をもっと強くしていくべきだという観点からの議論です。これが現在の我が国の安全保障を取り巻くさまざまな議論が展開されていることもあり、声高にこういう意見が主張されるようになってきたかなという感じを私は持っているところであります。

以上申し述べましたとおり、先ほどの1の議論と一緒にした意見として、大震災が起こったときに国の力が今以上に弱まっていたら大変だと、これ以上、地方に力をつけることによって国の力が弱ってしまうのではないかと、そういった点を危惧される意見が数多く出てくるようになってきていると私は受けとめているところであります。

しかしながら、一方で逆の推進論もあります。私が申し上げているのはそういう推進論です。すなわち国から地方へ権限、税財源を移譲するとしていますが、基本的には内政に関するものは移譲いたしましようということです。地方が自立して、自分の思いの中で政策を推進していくということで、内政はそれでいいのではないのでしょうか。今日は多くの自治体関係者の皆さんもおそろいですが、今や地方も力をつけて、努力を重ねられて、十分に政策を推進していく力量を持っています。地方にもうお任せしましよう。むしろ国家は外交とか安全保障、国の経済政策、こういった大事なところに国力を集中していくのだ。そしてまた、地方が元気になることが国全体の国力アップにつながっていくのだという基本的な考え方を私どもは持ちながら、もちろん道州制が導入されれば、国のほうは外交とか安全保障、国の経済政策といった重要な分野には大きな行財政改革の効果もありますから、こういった分野に集中的に国力を注入できる体制整備を行うことができるのだということを申し上げているわけでありまして。しかし、なかなかその議論が多数となっていないのが現在の状況だと思っております。

そして、4番目になりますが、今日、地方公共団体の方々が数多くお見えですが、残念ながら、地方分権改革への地方側の熱意が最近薄れてきているのではないかと感じます。余り地方側から強力なメッセージが発せられることが少なくなった。そういった面におきまして、地方公共団体の方々にさらにまた声高に地方分権改革の究極の姿は道州制だということを御発言いただきますと、大変大きな勢いになるのではないかと私は考えております。

そしてこれらをまとめて申し上げることが出来ますのは、やはり霞ヶ関、永田町の関係者の考えがそういった消極的な意見につながっているのではないかと、国会議員の方も数多く意見を述べていますが、こういった抵抗というものが強気に底辺に流れているのではないかと思うところです。

最後になりますが、今後の国民的議論を大いに期待する中でお話をさせていただきますと、まず最初は、既にお話が出ているかと思いますが、このたびの増田寛也さんの日本創成会議の報告です。改めて申し上げるまでもなく、そのときの報告は、2040年には全国約1,800あります市区町村の半分の存続が難しくなってしまう可能性があるという大変ショッキングな報告でありました。人口減少社会が急速に進んでいる中で、東京を初めとして

一極集中が進んでいます。若い方々、とりわけ若い女性が地域社会からどんどん少なくなっていくということになりますと、このような人口の消滅というショッキングな方向性が現実のものとなってしまいますよという警鐘を鳴らされたわけです。

一方で、こういったことを受けて、地方の元気なくして日本の元気はない、これが安倍総理が常日頃国会で発言されている基本的な政治姿勢でありまして、そういった中で、安倍内閣は地方創生本部を設置したところでもあります。まち・ひと・しごと創生本部、本部長は安倍総理でありますけれども、担当大臣として石破茂前幹事長が就任され、非常に期待をされているところでもあります。

どのような政策を打ち出すかというところに非常に注目が集まるわけですが、私どもが党内で議論しておりますと、地方分権という基本的な考え方はどうですかとききますと、基本的には皆さん、賛成だとおっしゃいます。自民党の道州制推進本部の中での議論です。では、道州制に賛成されますかというのと、先ほど申し上げたとおり、慎重とか反対という方々が多く手を挙げられる。では、地方を元気にしましょうとか、地方を活性化しましょう、どうですかというのと、全員が賛成されるのです。その方々に、どういう方法で地方創生をやっていくのかとききますと、地方分権改革をさらに推し進めていくべきだと言われます。

ただ、御案内のとおり、地方分権改革につきましては、先程来お話が出ているかと思いますが、私もそのことをずっと現場で16年間やり続けてまいりましたけれども、さっき申し上げた霞ヶ関の抵抗、そしてそれにつながる永田町の議員の皆さん方のさまざまな慎重意見があり、この改革がなかなか思ったとおり進まないのです。それで皆さん方、御案内のとおり、今、地方の皆さん方から地方分権を提案してくださいという政府の話になっておりますけれども、皆さん方が一生懸命提案して、こういう国と地方の関係でさまざまな規制を取っ払ってほしいとか、国と地方の関係で縛りがある、さまざまなしがらみがある、これを突破してほしい、取り払ってほしいと言われてもなかなか進んでいかない。提案してもそれを果たして実行するかどうかは、またそれぞれの省庁の抵抗にあって、結局はなかなか進んでいかないのではないかと思うのです。

手挙げ方式はどうだといっているのですけれども、これももちろん方向としては悪くはないのですが、手挙げ方式ということで、どれだけの方々が手を挙げて賛同していただけるのか。これもやってみないとわからない。非常に手詰まり感が出ているのが今の地方分権改革ではないかと思うのです。

そうしますと、こういったものを思い切ってガラガラポンで変えてしまうという、まさに国と地方の形を大胆に変えるような大改革、大構造改革を国としてやっていくべきだと思うわけです。日本創成会議の大きな命題に挑戦していくためにはどうしてもそういう大きな議論もやっていかないと世の中は変わりません。人口1億人を維持することは難しいと言えます。成熟した社会となった我が国においては、そういった国と地方の関係も思い切って大変革をしていくような大きなチャレンジが必要ではないかと思っております。

私は国会では総務委員会に所属しております。地方制度に関しましては、地方自治法の改正がこの間ありました。皆さん方御承知のとおり、連携協約という新しい制度ができました。これによって市町村のつながりが非常に期待されるわけです。幾つかの市町村と一緒に連携協約を結んで、お互いに足りないところは補完し合おうということです。今までは国から地方へ、そして都道府県から市町村へという垂直の補完もあるわけですが、水平補完としてお互いにさまざまなニーズが高まってきた地方行政需要に対応していくために、それらを全部それぞれの市町村が全てのメニューをこなしていくのではなくて、お互いに近隣の大きな市とか大きな町が小さな町村の事務を補完し合っていこうということができるようになったのがこの連携協約でありまして、こういったものが活用されることによってそういう地域の連帯感が新しく進んでいく、これが市町村合併後の新しい動きになっていくことが期待されるわけでありまして。

また、第31次地方制度調査会のほうもスタートいたしました。そこにありますとおり、人口減少社会に的確に対応していくための地方行政体制のあり方という非常に大きな命題でありまして、まさに増田論文を受けてこのような議論が展開されるわけでありまして。いろいろこれから具体的なテーマが出てくるとは思いますけれども、私もこのたびこの地方制度調査会に国会議員としての枠の中で知事時代に引き続きまた委員を拝命させていただきましたので、先般も発足した第一回の会において道州制を含む議論もしっかりやってほしいという話も申し上げさせていただきました。本日の佐々木先生も専門委員として非常に精力的に御活躍でありますから、ぜひ前向きな議論を期待させていただきたいと思っております。

そして、政策課題といたしまして、人口減少社会への処方箋、東京の一極集中の是正、地方の再生、これらは共通認識となっているのです。共通認識なのですけれども、どのような政策をどのように行っていくべきなのか。思いがそういう方向にあっても、具体的な政策論において一致していないのが現在の政治情勢ではないかと思っておりますが、一方で国際情勢は厳しさを増してきております。財政もそうです。政治の強いリーダーシップが大いに期待されるわけですが、そのためにも政府あるいは自民党・与党のほうで大いにこの議論を展開していく必要があると思っております。

実際に地方に理解のある方々は、国会議員になって見えますと確かに多くいるのです。地方から選ばれておりますから、議員の皆さんはそういう思いが共通なのです。けれども、一旦国会議員になってしまいますと、永田町に行って、霞ヶ関との関係において今までどおりの行政の延長という方向にどうしてもなってしまいます。今のままでいいのかどうか、私には疑問です。

私もいつもドイツの連邦制の例を引くのですけれども、ドイツに行ってみますと連邦制の中で、小さな町も小さな村も生き生きとしています。特色ある町、村がたくさんあります。人口1,000人規模でもそういった町、村がたくさんあるのです。ですから、小規模な町村でも光り輝いている。連邦制ですらそういうことになっているわけでありまして、

道州制でもできます。それには思い切って地方に国から権限、税財源を移譲すればいいのです。そうしたらどんどんそれぞれの地域が持っている良いものが、魅力ある地域の資源というものが、地域の皆さんが活動することによって光り輝いてくるわけでありまして、そのためにも内政は地方に任せる、委ねるといふ大きな議論をぜひ強力に展開していきたいという思いを持っているところであります。

今日は多くの地方自治体の関係者の皆様もお見えです。議員の皆様もお見えですから、ぜひ地方から皆様方、声を挙げていただきたい。しっかりと私どももその声を受けとめさせていただき、国会の中で道州制論議をさらに巻き起こしていくようにこれからも努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

改めて、自治振興セミナーにおきまして、このようなお話をさせていただく機会をお与えいただきました宮城県さん、そして地方自治研究機構の皆さんに感謝をさせていただきます。私の話をこれにて閉じさせていただきたいと思っております。

御清聴いただきまして、まことにありがとうございました。（拍手）